

入 札 公 告

下記のとおり一般競争入札を行いますので公告します。(提出方法は、一般書留又は簡易書留による「配達日指定郵便」に限定されています。県内の場合、配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、配達指定日の前々日までとなります。)

本件は、長野県の「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」(以下「低入札調査試行要領」という。)に基づく失格基準価格を適用しますので、入札書比較価格(予定価格の100/110の価格)の85/100から87.5/100の範囲内で、「低入札調査試行要領」第7により算定した価格を下回る価格の入札者は失格となります。

また、本入札は同時応札した者への再委託を禁止とする入札の試行案件です。

令和8年(2026年)5月27日

公益財団法人長野県建設技術センター
理 事 長 猿 田 吉 秀

記

○ 入札方式 総合評価落札方式(技術提案型)

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 令和8年度 橋梁定期点検業務(その1)
- (2) 業務箇所名 長野市、須坂市、小布施町、飯綱町
- (3) 業務概要 橋梁定期点検・診断 N=166
- (4) 履行期間 契約日の翌日から約220日間
- (5) 支払条件 前金払 委託契約書(案)第34条の規定に基づき業務委託料の3割の範囲内で前金払する。ただし、業務委託料が50万円未満の業務を除く。
部分払 行わない。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」すべて満たしていることが必要です。

(1)入 札 参 加 資 格	建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート)
(2)業者登録に関する要件	建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート)の登録を受けていること。
(3)配置技術者に関する要件	管理技術者として、次のいずれかの資格を有する技術者を配置できること。 ・ 技術士 建設部門(鋼構造及びコンクリート) ・ 認定技術管理者 鋼構造及びコンクリート部門 ・ RCCM鋼構造及びコンクリート部門
(4)同種業務の実績に関する要件	なし
(5)県業務の契約実績に関する要件	なし
(6)営業所の所在地に関する要件	長野県内に本店を有していること。
(7)その他の参加資格要件	公告日時点で所属技術者が3人以上いる者。

3 入札手続等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等のHP等への掲載	令和8年5月27日(水)から 注)2のとおり	長野県建設技術センターホームページ アドレス: https://www.npctc.or.jp
質 問 書 の 受 付	令和8年5月28日(木)から 令和8年6月8日(月)17時まで ※自ら積算試行要領別表1に定める質問には回答できません。	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県建設技術センター 企画総務課 FAX番号 026-235-8644 メールアドレス office@npctc.or.jp
回 答 の 閲 覧 期 間	令和8年5月29日(金)から 最終回答期限 令和8年6月9日(火) 注)3のとおり	長野県建設技術センターホームページ アドレス: https://www.npctc.or.jp
入札書の提出方法	郵送入札のみ	
入札書等提出開始日及び 入札書等提出期限	入札書等配達指定日 注)4のとおり 令和8年6月12日(金) ※右記を提出先とし、上記の入札書等配達指定日を指定して郵便局に差し出す。配達日として指定できる期間を予め郵便局に確認してください。 ※一般書留又は簡易書留による配達日指定郵便に限る 注)5のとおり	提出先 〒380-0837 長野市大字南長野字幅下667-6 長野県建設技術センター 企画総務課 行
技術提案等に対するヒアリング	令和8年6月26日(金) 都合により日程等を変更する場合があります。 時間及び場所については、別途連絡します	
評価結果(評価点)の公表	令和8年6月30日(火)	
開 札 日 時	令和8年7月1日(水) 午前10時から 注)6のとおり 開札状況は、長野県建設技術センターホームページへ掲載します。	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センター 101・102会議室
予定価格、開札後公表設計書の公表	令和8年7月1日(水)	
予定価格、価格以外の評価結果に対する疑義申立	令和8年7月1日(水)から 令和8年7月2日(木)正午まで 2日間	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県建設技術センター 企画総務課 FAX番号 026-235-8644 メールアドレス office@npctc.or.jp
開札状況の公表予定日	令和8年7月6日(月)	

落札予定日	令和8年7月9日(木) 注)7のとおり
入札結果の公表	落札決定した日の翌日 注)8のとおり

- 注)1 設計図書等とは、当該業務に係る金抜設計書、図面、仕様書をいう。
- 2 閲覧時間は、長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 3 質問内容により回答の閲覧(ホームページへの掲載)に日数が掛かる場合があります。ただし、最終回答期限までには必ず回答します。
- 4 質問回答におきまして、入札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知のうえ、入札書等の提出を行ってください。
- 5 「8 外封筒及び中封筒貼り付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、入札参加許可番号、担当者名、担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記入の上、外封筒及び中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。
- 6 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 7 落札候補者決定のための入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 8 開札状況及び入札結果は、長野県建設技術センターホームページ(<https://www.npctc.or.jp>)に掲載するとともに、閲覧により公表します。
- 9 価格以外の評価結果(技術提案に対する評価を除く。)について疑義がある場合は、結果を公表された日を含め2日間(休日を含まない。)の受付期間(受付最終日の締切時間は正午とする。)に、自らの評価点のうち価格以外の評価項目(技術提案項目を除く。)について、以下のとおり説明を求めることができます。
- ア 受付場所 別記「入札担当(問い合わせ先)」に同じ。
- イ 受付方法 原則として総合評価落札方式実施要領で規定する「価格以外の評価に係る疑義について(様式17号)」に必要事項記載の上FAXにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を合わせて提出してください。
- ウ 回答方法 原則としてFAXにより回答します。

4 本件は総合評価落札方式実施要領に基づく入札であり、必要な入札条件を次項以下に示します。

(1)総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準は、別添1に記載のとおりです。

(2)入札時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式(技術者実績等簡易型)

規定している要領等	入札時の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	①入札書 ②業務費内訳書	
総合評価落札方式実施要領	③価格以外の評価点申請書	
総合評価落札方式(技術提案型)試行要領	④技術提案書(当該試行要領様式1号及び様式1号別紙) ※案件ごとに入札公告時に提供している様式を使用すること。 ⑤技術提案書の参考資料(任意提出) ※④の補足資料として説明図等を添付するものとし、A3版1枚で任意様式とする。 ⑥予定管理技術者の保有資格等(当該試行要領様式8号)	①は、中封筒に入れ封かんのうえ、封筒の表面に別記記載の貼り付け用紙を貼付してください。(中封筒には入札書のみ入れてください。) 上記中封筒を②③④⑤⑥とともに外封筒に入れ封かんのうえ郵送してください。 ④及び⑤の作成にあたっては、長野県の「総合評価落札方式(技術提案型)評価要領」を確認の上、作成してください。

(3) 落札者決定方法及び落札候補者資格審査時に提出が必要な資料 ※総合評価落札方式(技術者実績等簡易型)

本件においては、長野県の総合評価点算定基準に基づく総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札となるべき同点の入札をした者が2人以上ある時は、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕3(2)オによる方法により落札候補者を選定します。

落札候補者の入札参加資格要件及び総合評価の価格以外の評価項目の内容を審査し、当該要件等を満たしていることが確認できた場合に、当該落札候補者を落札者として決定しますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く。)に、次に掲げる書類を持参提出してください。

規定している要領等	落札候補者の提出資料等	注意事項
受注希望型競争入札実施要領	「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」の「8 落札者の決定」の記載によります。	
総合評価落札方式実施要領	価格以外の評価点を確認する以下の資料 別添1に記載の提出書類	左記確認資料において、内容に相違があった場合は評価点を減点修正し、総合評価順位が入れ替わる場合は、落札候補者取消し通知書(様式5-8号)により落札候補者通知を取り消します。 なお、様式5-3号に記載した配置技術者の変更は、同等の要件を満たす技術者以外は認められません。

(4) 価格以外の評価内容の確保等

- ① 落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないものとします。
- ② 契約人が技術提案等の内容を満足できなかった場合にあっては以下のとおり取り扱うものとします。
 - ア 評価項目の内容に著しい差異があるときは、契約約款第43条第6号による契約解除を行うことができるものとします。
 - イ 虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。
 - ウ 工事成績等簡易型及び技術者実績等簡易型における価格以外の評価点を再計算し総合評価点が変わらないように減額変更します。
 - エ 工事(業務)成績評定においてマイナス評価とします。
- ③ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で業務費が増額する場合にあっては、設計変更等は原則行わないものとします。

(5) その他

- ① 価格以外の評価項目は、案件個別に業務内容に応じて設定項目及び配点を定めており、「長野県建設技術センター請負人等選定委員会」において審査した結果であるため設定内容については変更しません。
- ② 本件は、長野県の「受注希望型競争入札に係る低入札調査制度事務処理試行要領」に基づく失格基準価格等を適用します。

5 設計図書の優先順位等

入札公告している設計図書(閲覧設計書、現場説明事項・施工条件明示書(特記仕様書を含む)・指導事項、数量計算書、設計図面)について、設計図書間に食い違いがあった場合の解釈の優先順位は、案件ごとの公告文等に特別な記載がある場合を除き、次に記すものを原則とします。なお、疑義がある場合は、入札者は質問期間中に質問を提議し、回答を得るものとしてください。

○ 食い違いのあった場合の優先順位

- 1 質問回答
- 2 特記事項(特記仕様書等を含む)
- 3 閲覧設計書
- 4 数量計算書
- 5 設計図面

(※質問期間中以外の質問及び意見について公告内容に反映させることは、入札の公平性を保つため原則として行わないこととしますのでご留意願います。)

6 その他入札条件

1) 上記に定める以外は、「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札公告〔共通事項〕」及び「建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札 入札心得」に示すとおりです。

7 入札担当(問い合わせ先) 公益財団法人長野県建設技術センター 企画総務課
長野市大字南長野字幅下667-6
TEL 026-235-2270
FAX 026-235-8644 担当 北沢

8 外封筒及び中封筒貼り付け用紙(キリトリ線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

キリトリ

〒380-0837 長野市大字南長野字幅下667-6 (公財)長野県建設技術センター 企画総務課 行	入札書等
	配達指定日 令和8年6月12日
	開札日 令和8年7月1日
	業務名 令和8年度 橋梁定期点検業務 (その1)
	業務箇所名 長野市、須坂市、小布施町、飯 綱町
	商号又は名称
	入札参加許可番号(10桁)
	担当者名
	担当者連絡先(電話番号)
	担当者連絡先(FAX番号)

キリトリ

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

- 1) 各項目の基準日は、別に規定する場合を除き公告日現在とします。
(公告日現在で、実績・資格等その事実が確定していることとします。)

評価項目	配点	評価点の算定方法
価格点	67.75 点	<p>価格点 = 配点 × 調査基準価格 / 入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る入札については次の式を用いる。 価格点 = 配点 × 入札価格 / 調査基準価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>-----</p> <p>※1 調査基準価格とは、長野県の受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領第6による低入札価格調査基準価格とする。 ※2 入札価格とは、各応札者の入札価格とする ※3 応札額が予定価格(消費税及び地方消費税を除く)を超えた者、低入札調査試行要領に基づき失格基準価格未満で失格となった者及び受注希望型競争入札実施要領に基づき無効となった者を除いて計算する。</p>
価格以外の評価点	業務成績 6点	<p>評価点 = 6点 × (業務成績点 - 60) / (最高業務成績点 - 60) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 業務成績点は、入札者の長野県発注業務の過去2か年(令和6年1月1日から令和7年12月31日まで)に完了した業務のうち業種ごと評価する評価対象業種が一致する業務成績評定点を単純平均して求める。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め] 評価対象業種は建設コンサルタントです。 なお、過去2か年の件数が5件未満の場合は過去4か年(令和4年1月1日から令和7年12月31日まで)とする。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め]</p> <p>※2 最高業務成績点は、全入札者中で業務成績点が最高の者の点数とする。</p> <p>※3 業務成績点が84点以上の場合、業務成績点及び最高業務成績点を84点として計算する。(評価点の計算において、84点を上限とする。)</p> <p>※4 業務成績点が60点の場合及び過去4か年に業務成績評定点がない場合の評価点は0点、60点未満の場合の評価点はマイナスとする。</p> <p>※5 長野県建設工事等入札参加者資格者に係る入札参加停止措置要領別表1-1(粗雑工事、契約違反)に該当し、第6により通知された入札参加停止期間の最終日が見直し基準日の3か月以前から3か月遡った間に含まれる場合、工事成績評定点を0点とする。</p>

管理 技術者	実績	2点	<p>a 過去 15 年以内に橋梁定期点検業務の担当実績が5件以上ある者 :2.0 点</p> <p>b 上記a以外で過去 15 年以内に橋梁定期点検業務の担当実績が2件以上ある者 :1.0 点</p> <hr/> <p>※1 公共機関等(建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第3条で定義された機関)から発注された業務を元請した実績により評価する。</p> <p>※2 コンサルタント業務にあつては管理技術者(平成 20 年 4 月 1 日から公告日前日の間に完了)、照査技術者(平成 20 年 4 月 1 日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成 21 年 4 月 1 日以降契約し公告日前日までに完了)としての、測量・調査業務にあつては主任技術者(平成 20 年 4 月 1 日から公告日前日の間に完了)、現場代理人(平成 21 年 3 月 31 日までに公告された案件で、平成 20 年 4 月 1 日から公告日前日の間に完了)又は担当技術者(平成 21 年 4 月 1 日以降契約し公告日前日までに完了)としての実績に限る。</p> <p>※3 業務成績評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類】同種業務実績調書(様式5-5号)</p>
	成績	1点	<p>a 過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において業務成績評定点が82点以上の実績を2件以上有する技術者を配置できる場合 :1.0 点</p> <p>b 上記a以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が82点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.75 点</p> <p>c 上記a、b以外で過去3か年に完了した長野県発注の設計業務において、業務成績評定点が78点以上の実績を有する技術者を配置できる場合 :0.5 点</p> <hr/> <p>※1 業務成績評定点は、コンサルタント業務にあつては管理技術者としての、測量・調査業務にあつては主任技術者としての評定点に限る。</p> <p>※2 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得した技術者を配置する場合は、その休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価することができる。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類配置技術者予定調書(様式5-7号) 産前産後休業・育児休業・介護休業に相当する期間を評価対象期間に加えて評価する場合は、その休業期間を証明する書類。</p>
	継続 教育 (CPD)	0.75 点	<p>a 建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した継続教育の学習単位が 40 単位以上の技術者を配置できる場合 :0.75 点</p> <p>b 上記a以外で建設系 CPD 協議会に属する団体が認定した学習単位が 30 単位以上の技術者を配置できる場合 :0.5 点</p> <hr/> <p>※1 学習履歴証明書は、次の場合に有効とする。 学習履歴証明書は、証明期間が入札公告日の前年度の4月1日から翌3月31日までの1年間の内にあるもの。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類配置技術者予定調書(様式5-7号)</p>
	手持ち 業務量	-1.0 点	<p>a 長野県事業の手持ち業務量が6件以上ある者 :- 1.0 点</p> <p>b 上記 a 以外で長野県事業の手持ち業務量が4件以上ある者 :- 0.5 点</p> <hr/> <p>※1 業務量は、公告日現在で管理技術者としての業務量の合計で評価する。</p> <p>※2 長野県発注(知事部局、企業局)の業務を対象とする。</p> <p>【配置技術者の手持ち業務量調書(委託業務)(様式5-12号)</p>

	資格	0.5 点	<p>a 技術士 建設部門(鋼構造及びコンクリート)の資格を有する技術者が配置できる場合 :0.5 点</p> <p>※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要)</p> <p>※2 技術者は契約時において配置できることが必要です。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類配置技術者予定調書(様式5-7号)</p>	
担当技術者	資格	1 点	<p>a 技術士 建設部門(鋼構造及びコンクリート) 又は認定技術管理者 鋼構造及びコンクリート部門 又は国土交通省登録技術者資格(鋼橋又はコンクリート橋 業務:診断)の資格を有する技術者が配置できる場合 : 1.0 点</p> <p>b 上記a以外で国土交通省登録技術者資格(鋼橋又はコンクリート橋 業務:点検)の資格を有する技術者が配置できる場合 :0.5 点</p> <p>※1 資格は、公告日現在で取得していることを要件とする。(登録が必要な資格においては登録が完了していることが必要)</p> <p>※2 技術者は契約時において配置できることが必要。</p> <p>【落札候補者資格審査時の提出書類配置技術者予定調書(様式5-7号)</p>	
	地域要件	1 点	北信地区に本店がある者 :1.0 点	
	小 計	12.25 点		
	評価項目	配点	提案を求める事項	補足説明内容
技術提案	業務の実施方針(実施計画)	10 点	実施体制、工程	降雪期等を考慮し、確実に点検業務が完了できる実施体制及び工程計画 :10.0 点
	業務の特性に応じた課題に関する事項	10 点	業務効率化等に関する提案	新技術等(従来の点検方法を含む)の採用などの点検方法の工夫により、業務の効率化や点検作業の安全性・点検精度の向上などについて、本業務で効果が見込まれる取組を最大5項目 :10.0 点
	小 計	20 点		
	価格以外の評価点	32.25 点	簡易型の評価点 + 技術提案型の評価点	
	総合評価点	100 点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点	

2) 評価方法

(1) 技術提案について

技術提案の評価項目ごとに、設計図書や現地の状況を把握した上で、業務にあたり技術的に配慮すべきことを提案すること。

(2) 技術提案の評価方法

総合評価落札方式(技術提案型)評価要領に定めるとおりとする。

- (3) 技術提案(様式1号別紙)は、1 事項ごとA4縦2枚以内かつ2,000 文字以内で、文字の大きさは11 ポイントとし、文字数は枠内の標題、半角文字、記号等を含む全ての文字を対象としてカウントする。図表(業務実施体制、工程(フロー)に関する図表も含む)は技術提案書の参考資料に記載すること。
- (4) 技術提案書(様式1号及び様式1号別紙)と技術提案書の参考資料については、Microsoft Word で作成すること。
- (5) 技術提案書の参考資料は、様式は任意であるが、提案事項ごとにA3横1枚とする。
- (6) 総合評価落札方式(技術提案型)試行要領第5(1)に定める書類が所定の枚数、文字数を超過している場合は、「評価E」とする。
- (7) 技術提案書(様式1号別紙)に図表(業務実施体制、工程(フロー)に関する図表も含む)を記載している場合は、「評価E」とする。
- (8) 技術提案書作成に当たっての留意点
- ① 提案の履行の確実性がわかるように記述する。新技術・新工法を用いる場合は、施工実績や試験 施工実績、特許等の資料を添付する。また、必要に応じて関連文献や実験データ・解析データを添付するなどして、わかりやすい提案に努めること。
 - ② 提案内容は最低限の要求要件と比較するなどして提案によって期待できる効果を具体的に記述すること。
 - ③ 説明は、可能な限り定量的に行うこと。使用するデータは、測定年代、条件、方法、試験期間等により有効性を十分に確認すること。定量的な指標による説明が困難な場合は、公的な機関による指針、要領、基準書や学識経験者の論文など、現在も社会的にその有効性が広く認知されている文献等により説明してもよい。
 - ④ 技術提案された工種等に数量等の増工が発生した場合、原則として技術提案の履行義務があるものとし、増工分に係る技術提案履行による費用についても基本的に変更対象としない。
 - ⑤ 提案者名がわかるような記載は避けること。
 - ⑥ その他、長野県の総合評価落札方式(技術提案型)評価要領(最終改正 令和6年10月29日付け6建政技第205号)とその別紙1を熟読の上、作成すること。
 - ⑦ 技術提案に関する補足事項【別紙1】を参照の上、技術提案を求める事項ごとの提案数を超える提案はしないこと。1提案の中に複数の提案を含むような記載はしないようにするとともに、1提案として複数の具体的な技術や工法を示す場合には、その必要性や関連性がわかるように記載すること。なお、定められた提案数を超えて提案があった場合は、その当該事項の提案については「評価できない」とするので注意すること。
- (9) 各入札参加者が提案しようとする技術提案に係る質問は原則として受け付けない。(公平性・透明性 確保の観点から質問・回答は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問はしないこと。)
- (10) 技術提案等に対するヒアリング
- ① 提案された技術提案に対し、令和8年6月26日(金)にヒアリングを行う予定です。(なお、都合により日程が変更する場合や、Web 会議となることがありますので、ご承知おきください。) また、時間及び場所等は別途連絡する。
 - ② ヒアリングの時間は、概ね30分。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定)
 - ③ 説明者は、配置予定管理技術者とする。
 - ④ 説明補助者の出席も認めるが、説明者も含め2人までの出席とする。
 - ⑤ 説明は配置予定管理技術者が行い、説明補助者が補足説明する場合は、技術評価会議の許可を得ること。
 - ⑥ 説明は事前に提出した技術提案書、技術提案書の参考資料によるものとし、当日の追加資料は認めない。

- ⑦ パソコン、プロジェクター等のプレゼンテーション用の機器の使用を認めるが、スクリーン以外の機材は全て入札参加者側で用意すること。なお、原則として映写できる資料は技術提案書及びその参考資料のみとし、公平性の観点から、提出資料を拡大もしくは説明範囲の明示のみできるものとする。
- ⑧ ヒアリング時に口頭にて提案された内容についても履行義務が発生するものとする。
- ⑨ 契約後の技術提案の履行にあたっては、発注者の承認を得るものとし、その後業務に着手できるものとする。
- ⑩ 入札参加者の技術提案の費用は、入札参加者が負担する。